

議案第16号

佐倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条の表第4条の2第1項の項を削り、同表第14条第1項各号列記以外の部分の項中「同項」を「第18条」に改め、同表第14条第4項の項を削る。

第19条の表第4条第4項及び第6項の項の次に次のように加える。

第14条第1項各号列記以外の部分	支給する	支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第14条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が佐倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐倉市条例第5号）第19条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合においては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（そ

		の時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
--	--	--

第19条の表第22条の2第2項の項を次のように改める。

第22条の2第2項	第4条第3項から第10項まで及び第9条から第10条の2まで	第9条から第10条の2まで
	定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員	地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第25項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する給与条例の特例)

- 8 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第25項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。